

令和 6 年第 9 回

美里町農業委員会総会議事録

第9回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和6年8月23日(金) 午後1時31分から午後2時19分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(14名)

1 番	小田嶋 勝美	2 番	後藤 幸太郎	3 番	我妻 卓美
4 番	福田なほ子	5 番	久道 雄悦	6 番	古内 世紀
7 番	尾形 司	9 番	佐々木幸一郎	10 番	小野 保裕
11 番	澁谷 正行	12 番	鈴木 幸博	13 番	遊佐 恭一
15 番	邊見 勝寿	16 番	伊藤 恵子		

欠席委員(2名)

8 番 繁泉 順子 14 番 渡邊 雅光

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 非農地証明願について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項による意見について
第4号議案 農地転用事業計画変更承認申請について
第5号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

- (1) 行事報告及び行事予定(令和6年8月～9月分)について
- (2) 美里町農業委員会委員研修会について
- (3) その他について

7 農業委員会事務局職員(2名)

事務局長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司

8 会議の概要

事務局長	ただいまより、令和6年第9回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和6年第9回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員については、14番渡邊雅光委員が通院のため、8番繁泉順子委員が発熱のため欠席となりましたので、14人の出席であります。総会を開く場合には委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。議事録には会長と総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないことが会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。9番佐々木幸一郎委員、10番小野保裕委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について。 8月7日に農家相談を実施していますので、担当委員より報告をお願いします。
委員	報告します。 8月7日201会議室におきまして、伊藤会長、鈴木委員、私と3名で対応いたしました。 相談件数は1件ございまして、最初に田の所有者なんですが、●●の方で●●の農地を所有しています。ただ、相談しに来られた方は地元の妹さんで●●さんという方でした。 7月に兄が亡くなりまして、今後の対応について相談しに来られました。 それで、妹さんのお話ですと、●●●の●●●●さんという方に、今後のことをある程度相談しているという内容でございました。 対応といたしましては、まず相続を行ってほしいということをお伝えしました。それから●●さんに再度協議の内容を確認してほしいということをお伝えしました。 以上でございます。
議長	ご苦労さまでした。 次に、報告事項2番 非農地証明願について、事務局より説明願います。

事務局	(報告事項 2 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 8 月 1 5 日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をいただきます。
我妻卓美委員	農地調査委員会は、福田委員と委員長である私、我妻卓美と伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から野田次長の計 5 名で、8 月 1 5 日に現地調査を行いました。 非農地証明願についての意見。 番号 1 1 の申請地は、●●字●●です。現地は●●●●●●●●に●●●●●●を受けておりましたが、地目が変更されていなかった土地です。現在も宅地の状態で使用されていることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 番号 1 2 の申請地は、●●字●●です。現地は●●●●●●●●に●●●●●●を受けておりましたが、地目が変更されていなかった土地です。現在も雑種地の状態で使用されていることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 番号 1 3 の申請地は、●●字●●です。現地は●●●●●●●●に●●●●●●を受けておりましたが、地目が変更されていなかった土地です。現在も雑種地の状態で使用されていることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいま、事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。何か不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、議事に入ります。 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第 1 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について審議いたします。 質疑ありませんか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。

	(各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認め、全ての番号において賛成となりましたので、原案どおり許可といたします。
議長	次に、第２号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第２号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第２号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。 質疑ありませんか。
	(なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第２号議案、農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。
	(各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第２号議案、農用地利用集積計画書審議については、全ての番号において賛成となりましたので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。
議長	次に、第３号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第３号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、ただいまより第３号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見について審議をいたします。 質疑ありませんか。
	(なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。第３号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項による意見について、賛成の方の挙手を求めます。
	(各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第３号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３

議長

初めに、事務局より説明をお願いいたします。

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

我妻卓美委員

議長

澁谷正行委員

議長

事務局

5

ます。

失礼いたしました、●●●●●●●●、●●●●●●●●でございます。

議長

よろしいですか。（「よろしいです」の声あり）
そのほかございませんか。

佐々木幸一郎委員

9番佐々木です。

今、澁谷委員からも質問があったのですが、私もその辺お聞きしますが、この1番、2番なんです、これは実際、●●を●●●形跡は確かにあったんですよね。ただ、3番に関しては実際、形跡はなかったようなんですが、それまでの経緯はどうだったのかを教えてください。

事務局

それでは、3番の埵下の経緯でございます。

こちらにつきましては、●●●●●に許可申請されましたが、最初の年である●●●●●、●●●●●●●●●●のため、●●を●●できなかったということでございます。あと、●●●●●につきましては、長雨のため圃場がずっと水浸しになっていたことにより、こちらの●●ができなかったということで報告をいただいております。

議長

よろしいですか。

佐々木幸一郎委員

ただ、今、澁谷委員からのお話にもあったように、今後●●に切り替える計画のようですが、実際どのように●●して、どのように●●するのか、その辺はしっかり確認しないと駄目ではないかなと私は思うんですが。

事務局

●●●●●によりますと、今後の●●の予定につきましては、許可を受けた後の●●に●●の●●を●●●●●●●●●●ということでございます。あとは、翌年、令和7年度以降につきましては、4月に●●をしまして、●●が5月、6月、あとは9月に●●していく、失礼しました、●●をしまして、5月、6月、7月、9月に●●していくということで、●●●●●●●●●●していくという計画でございます。

なお、こちらの●●につきましては、今まで●●●●●●●●●●はしていなかったという経緯もございましたので、県に擦り合わせというか確認をいたしまして、こちらの変更計画につきましてはきちんとした計画書並びに知見を有する者の意見書というものが出されておりますので、こちらについては承認することが妥当であろうということでございました。

なお、この●●がきちんとなされているかどうかという部分を今後きちんと見ていって指導していかざるを得ないということでしたので、早速今回播種がされた後に、県と農業委員会の事務局等で合同で現場を確認したいということですり合わせをしていたことでございます。

以上です。

議長

よろしいですか。
そのほか質疑ありませんか。いいですか。

（はいの声あり）

議長	それでは、事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第４号議案、農地転用事業計画変更承認申請について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第４号議案、農地転用事業計画変更承認申請については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に通達をいたします。
議長	次に、第５号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。 また、８月１５日に農地調査委員会において現地調査をしておりますので、事務局の説明終了、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第５号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 続いて、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。
我妻卓美委員	第５号議案、番号１９については、●●字●●に位置しており、転用目的が●●●●●●で●●●●●●、●●●及び●●●の●●です。転用目的が●●●●●●の●●その他の一時的な利用であることから、農地法施行令にある不許可の例外に該当するため、転用可能でありますので、特に問題は見当たらず許可相当であると見てきました。 番号２０については、●●字●●で、転用目的は●●です。 現地は鉄道の駅から概ね５００メートル以内にあり、大規模な農地から少し離れた箇所にあるため、それらの営農条件に影響を与えることはなく、農地区分は第２種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。 事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第５号議案、農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。 質疑ありませんか。よろしいですか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議員	全員賛成と認めます。

議員

第5号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおりに許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

以上で、議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第9回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 9 番

署 名 委 員
議 席 1 0 番